

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 商業振興 課 係 担当者名 ^{みつはし} 三橋 電 話 045-671-3488
----------	---------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 商店街フィールドサーベイ事業 調査コンサルティング業務委託

2 履 行 場 所 経済局商業振興課

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和2年3月31日まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
別紙仕様書の通り

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____ . -
内 訳	業 務 価 格	¥ _____ . -
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____ . -

内 訳

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 調査コンサルティング経費						
(1) 商店街ヒアリング調査・調査プラン作成		5	箇所			
(2) 来街者アンケート調査		10	回			各箇所2回実施 延べ10回 (1回100件以上回収×2回×5箇所)
(3) 調査資料、統計資料等分析		5	箇所			
(4) 調査報告書作成		5	箇所			
(5) コンサルティング		5	箇所			
(6) ワークショップ開催		10	回			各箇所2回実施 延べ10回 (各回10人程度参加想定×2回×5箇所)
2 諸経費						
(1) 来街者アンケート調査 諸経費	用紙印刷費ほか タブレット等デジタル集計も可	10	回			各箇所2回実施 延べ10回 (1回100件以上回収×2回×5箇所)
(2) 調査概要報告書印刷費	A4版、100頁程度	2	部			全体集約版 正・副 各1部
(3) 商店会ごとの報告書（概要版）印刷費	A4版、10頁程度	10	部			各商店会 2部 × 5商店会分 計10部
(4) 商店会ごとの報告書（詳細版）印刷費	A4版、50頁程度	10	部			各商店会 2部 × 5商店会分 計10部
(5) コンサルティング、ワークショップ開催諸経費		10	回			各箇所2回実施 延べ10回 (各回10人程度参加想定×2回×5箇所)
(6) 調査報告書データ納品用CD-ROM	同等品可	1	枚			
(7) 実地調査結果納品用CD-ROM	同等品可	1	枚			
3 間接費（一般管理費）		1	式			調査コンサルティング経費、 及び諸経費の10%以内
小 計 (1 + 2 + 3)						
消 費 税		8	%			
合 計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

「商店街フィールドサーベイ事業 調査コンサルティング業務委託」仕様書

1 件名

「商店街フィールドサーベイ事業 調査コンサルティング業務委託」

2 目的

商店街を訪れる来街者や近隣住民に対し、来街者アンケート等による実地調査を実施し、客観的にみた商店街の課題や強み・弱みを明らかにすることで、商店街活性化に効果的なイベント企画やターゲットを絞った広報・販促活動などへの活用を図る。

また、本市で保有する商店街実態調査や商圈調査等の結果、オープンデータに基づく現状分析を行うとともに、課題の「見える化」などマーケティング手法による分析とコンサルティングを行うことで、新たな商店街活性化のアイデアを商店会へ提供し、商業振興に役立てることを目的とする。

3 事業概要

(1) 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(2) 事業の要件

本事業の契約にあたっては、横浜市の委託契約約款を順守すること。

4 調査対象商店会

横浜市内の5商店会

※調査対象商店会のリストについては、本業務の契約受託者に別途提供する。

5 委託業務内容

(1) ワークショップの実施

対象商店会関係者（10名程度）が参加するワークショップを対象商店会ごとに計2回実施すること。各回における実施内容は次のとおりとする。なお、実施場所は対象商店会がそれぞれに用意するものとする。

第1回目	対象商店会の特色・店舗構成などを事前にヒアリングし、課題や悩みを明らかにしたうえで、今回の調査テーマ設定、来街者アンケート調査項目の協議・提案を行う。
第2回目	来街者アンケート調査の結果分析と第1回目のワークショップを踏まえた課題解決のためのコンサルティングを行い、効果的な商店街振興策の提案を行う。 (具体的なプラン作成は含まない。)

(2) 対象商店会の調査プランの作成

第1回目のワークショップの結果を基に、対象商店会で実施する調査プランを作成すること。

(3) 来街者アンケート調査

ア アンケート項目の作成

アンケート項目数は、10問程度とし、対象商店会での第1回目のワークショップを基に作成すること。なお、作成にあたっては、対象商店会の課題解決等のために有効と考えら

れる項目の設定を行い、委託者及び対象商店会と十分協議のうえ、決定すること。

イ 来街者アンケート調査の実施

来街者アンケート調査は、対象商店会及び、周辺地域で実施すること。実施にあたり必要な許可申請等の手続きは受託者が行うこと。実施方法はタブレット端末等によるものも可能とする。

原則として対象商店会ごとに2回実施し、1回のサンプル回収数は、100件以上とする。なお、実施にあたっては、第1回目のワークショップの結果を踏まえて、平日と休日に行うなど、目的に応じた設定を行うこと。

ウ 結果分析等

来街者アンケートの調査結果を分析し、第1回目のワークショップを踏まえた課題解決等のための効果的な商店街振興策を検討すること。なお、検討にあたっては、委託者と十分協議すること。

(4) 来街者アンケート調査の内容変更

(3) イに記載する実施内容と回数を原則とするが、対象商店会と協議の結果、内容を変更する場合は実施前に委託者の承認を受けること。

(5) 報告書の作成及び、対象商店会へのフィードバック

ア 報告書

- ・対象商店会ごとの報告書（概要版及び詳細版）：5商店会分 各2部 計20部
- ・調査概要報告書（全体版 A4版）：2部

イ 報告書の内容

報告書には、次の分析結果を含めること。また、対象商店会が今後の活動の指標として活用できるよう、内容やビジュアル面の工夫を凝らし、専門知識がなくても理解できる分かりやすいものとする。

- ・本市が保有する商圈調査などオープンデータ等を活用した分析結果
- ・来街者アンケート調査による分析結果
- ・対象商店会の課題や強み等を抽出（見える化）
- ・ワークショップ等の実施による課題解決等のための効果的な商店街振興策の提案
- ・その他、分析結果からわかること

6 履行にあたっての注意事項

- (1) 契約締結後は速やかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。また、業務の履行にあたっては、適宜、進捗を報告すること。
- (2) 業務実施にあたっては、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意向を把握しながら作業を行うこと。
- (3) 業務実施に必要な許可等の申請については、委託者に報告し、承認のうえ手続きを行うこと。
- (4) 商店会に訪問する際に係る経費は、受託者が負担するものとする。
- (5) 適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、他の業務と混同しないよう十分に注意し、委託者からの求めがあった際には、すみやかに報告が可能な状態にすること。
- (6) 業務遂行上で疑義が生じた場合や、業務上重要な事項の決定、仕様書等に定めのない事項については、あらかじめ委託者と協議のうえその指示又は承認を受けること。
- (7) 当該業務における資料・根拠等はすべて明確にしておくこと。

7 成果物

本業務の成果物は次に定めるものとし、成果物及びその著作権は横浜市の所有とする。

(1) 報告書

- ア 調査概要報告書（対象商店会分すべて）：2部（A4版、100頁程度）
 - イ 商店会ごとの報告書（概要版）：1商店会につき2部（A4版、10頁程度）
 - ウ 商店会ごとの報告書（詳細版）：1商店会につき2部（A4版、50頁程度）
 - エ 電子データ：1枚（記録媒体（CD-ROMもしくはDVD-ROM）に記録）
- ※ア～ウの報告書は、ワード又はパワーポイント形式に加えPDF形式で記録する。

(2) 実地調査結果に関する電子データ

電子データ：1枚（記録媒体（CD-ROMもしくはDVD-ROM）に記録）

(3) その他横浜市が必要と認めるもの。

8 納入場所

横浜市経済局商業振興課

9 委託料の支払い

委託料は、報告書等成果物を提出後、横浜市で検査した後に支払うものとする。

10 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては十分に注意し、関係法令等を遵守すること。また、業務上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしはならない。また、業務上知り得た個人情報は、委託期間終了後、速やかに横浜市に返却し、電子媒体については安全・確実に消去するものとし、紙媒体、電子媒体等のその形態を問わず、個人情報を継続して保有しないものとする。
- (2) 受託者は業務実施にあたり、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項等の関係法令に基づき実施すること。

11 委託者から提供可能なデータ及び参考情報

本業務の調査分析にあたり、本市より提供するデータ及び参考資料は以下のとおりとする。その他、業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者の責任において使用許可等を得ることとする。

(1) 商店街実態調査及び消費者購買行動意識調査（平成30年度）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/tokei-chosa/shogyocyosa/shogyochosa.html>

※本事業の受託者には、別途、可能な範囲で対象商店会ごとの詳細データを提供します。

(2) データで見る商店街事業 商店街商圈データ（平成29年度）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/tokei-chosa/shogyocyosa/shogyocyosa.html>

※本事業の受託者には、別途、可能な範囲で対象商店会ごとの詳細データを提供します。

(3) 参考サイト「横浜市統計ポータルサイト」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/>

(4) 上記各号に加え、受託者と協議のうえ、必要に応じて委託者から可能な範囲でデータを提供するものとする。